

人のうごき

令和8年3月中の掲載希望届出分

おたんじょう

武田 麻白 ^{ましろ} ちゃん	(海斗・瑠菜)	南6の2
佐藤 碧 ^{あおと} くん	(高人・望華)	南大通6
北上 幸奈 ^{さきな} ちゃん	(健幸・楓)	南5の5

おくやみ

北見 康子 ^さ さん	67歳	南3の3
野田 義昭 ^さ さん	77歳	緑町
高野 信子 ^さ さん	83歳	南6の5
水上 ミツイ ^{さん}	101歳	栄町
廣瀬 弘美 ^{さん}	95歳	寿町
熊谷 政雄 ^{さん}	84歳	南6の1
小松 京子 ^{さん}	84歳	北6の1

戸籍の届出について

戸籍の届出は休日も対応しています。休日にお越しの際には連絡事項等がございますので、事前に町民課総合受付係までお電話ください。

人口と世帯数(3月末)

人口	5,683人	(-69)
男	2,765人	(-35)
女	2,918人	(-34)
世帯数	3,244世帯	(-37)

()は前月比



まちの法律

ひまわり 便り



返済が苦しくなったとき、知っておきたい債務整理のいろは

生活が苦しくなり、返済が追いつかなくなると、つい、もう少し借りて今月をしのげば何とかなる、と考えがちです。しかし、借入で借入れを埋める状態が続くと、かえって立て直しが難しくなることがあります。そういうときに知っておきたいのが、債務整理です。

債務整理という言葉自体はご存じの方もおられると思いますが、具体的な手続きの内容や特徴についてはよくわからないという方も多いと思います。借金の問題は、無理に抱え込まず、専門家や関係機関に相談することが第一歩です。留萌管内でも、生活困窮者自立相談支援事業として、るもい生活あんしんセンターが相談窓口とされています。勿論、直接法律事務所にご相談いただいても大丈夫です。

債務整理の方法をいくつか簡単に紹介します。まず任意整理があります。これは、裁判所を使わず、債権者と話し合って支払額や支払方法について合意する手続きです。

次に、裁判所を使った手続きとして、個人再生・破産があります。個人再生は、返済総額を大幅に減額させた上で、原則3年間で分割返済する再生計画を立て、裁判所の認可を受け、その計画に従って返済していく制度です。特に、自宅をはじめ資産を残したい場合などに検討されます。破産は、債務の支払が不能な場合に、一定の財産を債権者に平等に配当した上(換価の対象となる資産がない場合、配当などはなく、より簡易な手続きで終結することもあります。)で、免責許可の決定、平たく言えば、債務を支払わなくても良い状態にすることを旨とする手続きです。留意しておく必要があるのは、任意整理と個人再生は、毎月の支払負担を軽減させつつも、一定の弁済を続けていくことが前提となるため、返済原資の確保や家計の管理が必要です。

このように債務整理にはいくつかの選択肢があり、弁護士に相談したらすぐ自己破産しなければならないというわけではありません。借入先、残高、月々の返済額、家計の状況を整理して、適切に手続きを選択することが大事です。早めに相談すれば、手段を選べることも少なくありません。借金の問題は、更なる借入で解決するより、弁護士等の専門家に相談することで、解決の方向性が見えてくることも少なくありません。定期的に無料の法律相談会を実施していますので、そのような場を活用することも重要です。

留萌ひまわり基金法律事務所 弁護士 海北 健太
☎ 0164-42-3341

